

平成18年7月期

## 個別中間財務諸表の概要



平成18年3月24日

会社名	株式会社イチヤ	上場取引所	JASDAQ
コード番号	9968	本社所在都道府県	高知県
(URL <a href="http://www.ichiya.biz">http://www.ichiya.biz</a> )			
代表者	役職名	代表取締役社長	
	氏名	吉岡 公和	
問い合わせ先	責任者役職名	取締役財務部長	
	氏名	曾我部 達雄	TEL (088) 823-2638
決算取締役会開催日	平成18年3月24日	中間配当制度の有無	有
中間配当支払開始日	平成一年一月一日	単元株制度採用の有無	有 (1単元 1,000株)

## 1. 平成18年1月中間期の業績 (平成17年8月1日～平成18年1月31日)

## (1) 経営成績 (注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

	売上高		営業利益		経常利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
18年1月中間期	1,031	(202.7)	235	(-)	238	(-)
17年1月中間期	340	(△16.8)	△264	(-)	△277	(-)
17年7月期	694		△474		△497	

  

	中間(当期)純利益		1株当たり中間(当期)純利益	
	百万円	%	円	銭
18年1月中間期	△504	(-)	△0	80
17年1月中間期	△656	(-)	△5	07
17年7月期	△924		△5	44

(注) ①期中平均株式数 18年1月中間期 632,576,494株 17年1月中間期 129,485,213株 17年7月期 169,784,974株

②会計処理の方法の変更 有

③売上高、営業利益、経常利益、中間(当期)純利益におけるパーセント表示は、対前年中間期増減率であります。

## (2) 配当状況

	1株当たり 中間配当金		1株当たり 年間配当金	
	円	銭	円	銭
18年1月中間期	0	00	—	—
17年1月中間期	0	00	—	—
17年7月期	—	—	0	00

## (3) 財政状態 (注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

	総資産	株主資本	株主資本比率	1株当たり株主資本	
	百万円	百万円	%	円	銭
18年1月中間期	9,684	9,566	98.8	9	25
17年1月中間期	2,954	1,549	52.5	9	58
17年7月期	4,286	3,041	71.0	9	17

(注) ①期末発行済株式数 18年1月中間期 1,034,744,201株 17年1月中間期 161,748,001株 17年7月期 331,746,401株

②期末自己株式数 18年1月中間期 16,683株 17年1月中間期 12,883株 17年7月期 14,483株

## 2. 平成18年7月期の業績予想 (平成17年8月1日～平成18年7月31日)

	売上高	経常利益	当期純利益	1株当たり年間配当金	
				期末	
	百万円	百万円	百万円	円	銭
通期	1,450	20	△870	0	00

(参考) 1株当たり予想当期純損失(通期) 0円84銭

※ 上記に記載した予想数値は、現時点で入手可能な情報に基づき判断した見通しであり、多分に不確定な要素を含んでおります。実際の業績等は、業況の変化等により、上記予想数値と異なる場合があります。

## 7. 個別中間財務諸表等

### (1) 中間貸借対照表

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年1月31日)		当中間会計期間末 (平成18年1月31日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成17年7月31日)		
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	
(資産の部)								
I 流動資産								
1. 現金及び預金	※2	226,936		6,051,886		1,223,322		
2. 売掛金		18,665		5,700		22,608		
3. たな卸資産		126,030		157,564		126,499		
4. 販売用不動産		—		770,494		—		
5. 短期貸付金		21,000		582,020		370,000		
6. その他	※3	54,647		66,955		60,078		
7. 貸倒引当金		△29,960		△7,828		△27,410		
流動資産合計			417,320	14.1	7,626,793	78.8	1,775,098	41.4
II 固定資産								
1. 有形固定資産								
(1) 建物	※2	335,065		258,403		358,321		
(2) 土地	※2	1,425,905		962,047		1,472,724		
(3) その他		46,877		43,638		40,775		
有形固定資産合計			1,807,848	61.2	1,264,090	13.1	1,871,821	43.7
2. 無形固定資産								
3. 投資その他の資産								
(1) 投資有価証券		213,649		374,886		173,449		
(2) 長期前払費用		89,609		75,484		82,201		
(3) 敷金		231,955		190,024		231,955		
(4) その他		162,651		165,955		92,976		
(5) 貸倒引当金		△54,000		△21,782		△24,700		
投資その他の資産 合計			643,865	21.8	784,569	8.1	555,882	13.0
固定資産合計			2,536,818	85.9	2,057,258	21.2	2,511,842	58.6
資産合計			2,954,138	100.0	9,684,051	100.0	4,286,940	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年1月31日)		当中間会計期間末 (平成18年1月31日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成17年7月31日)		
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	
(負債の部)								
I 流動負債								
1. 買掛金		27,887		27,975		28,497		
2. 短期借入金	※2	812,727		—		739,000		
3. 1年以内返済予定 長期借入金	※2	198,912		—		212,342		
4. 未払法人税等		8,555		12,822		14,276		
5. 賞与引当金		3,100		3,700		3,900		
6. その他		46,204		40,557		54,899		
流動負債合計			1,097,387	37.1	85,055	0.9	1,052,914	24.5
II 固定負債								
1. 長期借入金	※2	249,244		—		151,240		
2. 新株予約権		16,980		—		—		
3. その他		41,020		32,170		41,020		
固定負債合計			307,244	10.4	32,170	0.3	192,260	4.5
負債合計			1,404,631	47.5	117,225	1.2	1,245,174	29.0
(資本の部)								
I 資本金			4,253,047	144.0	8,648,047	89.3	5,133,047	119.7
II 資本剰余金								
資本準備金		396,620		3,515,000		1,276,620		
資本剰余金合計			396,620	13.4	3,515,000	36.3	1,276,620	29.8
III 利益剰余金								
中間(当期)未処 理損失		3,099,673		2,595,678		3,367,402		
利益剰余金合計			△3,099,673	△104.9	△2,595,678	△26.8	△3,367,402	△78.5
IV 自己株式			△486	△0.0	△542	△0.0	△499	△0.0
資本合計			1,549,507	52.5	9,566,826	98.8	3,041,765	71.0
負債・資本合計			2,954,138	100.0	9,684,051	100.0	4,286,940	100.0

## (2) 中間損益計算書

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成16年 8 月 1 日 至 平成17年 1 月 31 日)		当中間会計期間 (自 平成17年 8 月 1 日 至 平成18年 1 月 31 日)		前事業年度の要約損益計算書 (自 平成16年 8 月 1 日 至 平成17年 7 月 31 日)		
		金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)	
I 売上高			340,940	100.0	1,031,901	100.0	694,356	100.0
II 売上原価			189,458	55.6	198,711	19.3	376,243	54.2
売上総利益			151,482	44.4	833,189	80.7	318,112	45.8
III 販売費及び一般管理 費			416,427	122.1	597,205	57.8	793,080	114.2
営業利益			—	—	235,984	22.9	—	—
営業損失			264,945	77.7	—	—	474,967	68.4
IV 営業外収益	※1		4,574	1.3	10,643	1.0	7,476	1.1
V 営業外費用	※2		17,158	5.0	7,787	0.8	30,172	4.3
経常利益			—	—	238,840	23.1	—	—
経常損失			277,529	81.4	—	—	497,664	71.6
VI 特別利益	※3		—	—	22,500	2.2	9,829	1.4
VII 特別損失	※4		376,844	110.5	762,486	73.9	430,967	62.1
税引前中間(当期) 純損失			654,373	191.9	501,145	48.6	918,802	132.3
法人税、住民税及 び事業税			2,300	0.7	3,751	0.3	5,600	0.8
中間(当期)純損失			656,673	192.6	504,896	48.9	924,402	133.1
前期繰越損失			2,442,999		2,090,782		2,442,999	
中間(当期)未処理 損失			3,099,673		2,595,678		3,367,402	

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況

<p>前中間会計期間 (自 平成16年 8月 1日 至 平成17年 1月31日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成17年 8月 1日 至 平成18年 1月31日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成16年 8月 1日 至 平成17年 7月31日)</p>
<p>当社は、当中間会計期間も、売上高の減少傾向に歯止めがかからず、依然厳しい状況が続いており、経常損失についても、販促活動を強化したことから、上期後半以降徐々に効果が出始めておりますが、その他の経費削減が予定どおりに進まず、当中間会計期間は、大幅な中間純損失（6億56百万円）を計上しました。また、有利子負債については前事業年度と比較し、約2億円の返済を行い、約12億60百万円となったものの、利益剰余金はマイナスの30億99百万円となっています。また、株主提訴の平成16年5月12日の臨時株主総会決議無効の地裁の判決を受けて、現在高裁で継続中です。</p> <p>当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。</p> <p>当社は、当該状況を解消すべく、</p> <p>① 本業についてのリニューアル等による販売強化を継続するとともに無駄を廃し、徹底的合理化を図ります。また各社との業務提携を推し進めるとともに、関連事業のM&amp;A等を実行し、新たな経営体制を確立してまいります。</p> <p>② 資金確保として、第三者割当増資（平成17年2月16日付、払込金額3億60百万円）を実施し、財務体質の強化を図りました。</p> <p>③ 訴訟対策としては、高裁での勝訴を当然目指しておりますが、併せて平成17年3月31日に臨時株主総会を開催し、争点となっている議案について追認を行なったところ、議案については全て可決されました。この議案の可決は、今後の裁判の結果によって、事業運営に支障をきたすことがない万全の</p>	<p>—————</p>	<p>当社は、今期新株予約権の発行を通じて財務体質の強化を図り、今期末の現預金残高は約8億74百万円増加し、約12億23百万円となり、有利子負債の今期末残は約3億64百万円の減少となり、約11億円となりました。また株主提訴の平成16年5月12日の臨時株主総会決議無効の訴訟については、平成17年6月16日付で原告との和解が成立し、訴訟リスクは完全に解消されました。</p> <p>しかしながら、当事業年度は売上が前事業年度に続き減少傾向となり、かつ8年連続となる当期純損失（9億24百万円）を計上する結果となり、利益剰余金もマイナス33億67百万円となっています。</p> <p>当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。</p> <p>当社は、当該状況を解消すべく</p> <p>① 「「ICHIYA Re—Communication計画」の最終年(平成18年7月期)の計画を再度見直し、本業についてのリニューアル等による企画・販売強化を図るとともに、併せて無駄を排した徹底的合理化を図ります。また既存事業（不動産事業等）も強化を図ってまいります。</p> <p>② 当社は平成17年9月に株式会社VOUSの株式50%取得を決議し、新たに美容サロン事業に参入いたします。今後は当社を事業持株会社と位置付け、関連事業のM&amp;A等を積極的に実行に移し、新たな経営基盤を確立してまいります。</p> <p>以上の施策により、事業の健全化とグループ経営による経営体制を確立し、早期に売上高の増加と、経常利益の黒字化を目指してまいります。</p>

前中間会計期間 (自 平成16年8月1日 至 平成17年1月31日)	当中間会計期間 (自 平成17年8月1日 至 平成18年1月31日)	前事業年度 (自 平成16年8月1日 至 平成17年7月31日)
<p>体制になったことを意味し、実質的に訴訟問題の終結が図られることとなりました。</p> <p>④ 事業資金及び運転資金等の確保のため、第2回新株予約権以外の資金調達を図ることとし、第3回の新株予約権を発行してまいります。</p> <p>以上の施策により、資金確保とグループ経営による経営体制を確立し、早期に売上高の増加と、経常利益の黒字化を目指してまいります。</p> <p>中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を中間財務諸表には反映しておりません。</p>		<p>財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を財務諸表には反映しておりません。</p>

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成16年 8月 1日 至 平成17年 1月 31日)	当中間会計期間 (自 平成17年 8月 1日 至 平成18年 1月 31日)	前事業年度 (自 平成16年 8月 1日 至 平成17年 7月 31日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定） 時価のないもの 総平均法による原価法</p> <p>(2) たな卸資産 商品 個別法による原価法 店舗食材 最終仕入原価法による原価法 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法</p>	<p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左</p> <p>(2) たな卸資産 商品 同左 店舗食材 同左 貯蔵品 同左</p>	<p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定） 時価のないもの 同左</p> <p>(2) たな卸資産 商品 同左 店舗食材 同左 貯蔵品 同左</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産……定率法 ただし、平成10年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。 なお、耐用年数は以下の通りであります。 建物 7～50年</p> <p>(2) 無形固定資産 ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 特許権については8年間の定額法を採用しております。</p> <p>(3) 長期前払費用……定額法</p>	<p>(1) 有形固定資産……同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 長期前払費用……同左</p>	<p>(1) 有形固定資産……同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 長期前払費用……同左</p>
3. 繰延資産の処理方法	<p>新株発行費 支出時に全額費用として処理しております。</p>	<p>新株発行費 同左</p>	<p>新株発行費 同左</p>
4. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金……従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金……同左</p> <p>(2) 賞与引当金……同左</p>	<p>(1) 貸倒引当金……同左</p> <p>(2) 賞与引当金……同左</p>
5. リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>同左</p>	<p>同左</p>
6. その他中間財務諸表（財務諸表）作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>消費税等の会計処理 同左</p>	<p>消費税等の会計処理 同左</p>

会計処理方法の変更

前中間会計期間 (自 平成16年8月1日 至 平成17年1月31日)	当中間会計期間 (自 平成17年8月1日 至 平成18年1月31日)	前事業年度 (自 平成16年8月1日 至 平成17年7月31日)
<p>従来、増資に伴う「新株発行費」は、営業外費用に計上しておりましたが、当中間会計期間より特別損失に計上しております。</p> <p>この変更は、今期大幅な増資を計画し、実行しており、その関連費用も増加したため、経常利益をより適正に表示する目的で行ったものであります。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合に比べ経常損失は、370,602千円減少しておりますが、税引前中間純損失への影響はありません。</p>	<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当中間会計期間より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。これにより、税引前中間純損失は664,325千円増加しております。</p> <p>なお、減損損失累計額については、改正後の中間財務諸表等規則に基づき各資産の金額から直接控除しております。</p>	<p>従来、増資に伴う「新株発行費」は、営業外費用に計上しておりましたが、当事業年度より特別損失に計上しております。</p> <p>この変更は、今期大幅な増資を計画実行しており、その関連費用も増加したため、経常利益をより適正に表示する目的で行ったものであります。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合に比べ経常損失は、388,794千円減少しておりますが、税引前当期純損失への影響はありません。</p>

追加情報

前中間会計期間 (自 平成16年8月1日 至 平成17年1月31日)	当中間会計期間 (自 平成17年8月1日 至 平成18年1月31日)	前事業年度 (自 平成16年8月1日 至 平成17年7月31日)
<p>(外形標準課税) 「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後に開始する事業年度より外形標準課税制度が導入されたことに伴い、当中間会計期間から「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(平成16年2月13日企業会計基準委員会 実務対応報告第12号)に従い法人事業税の付加価値割及び資本割については、販売費及び一般管理費に計上しております。</p> <p>この結果、販売費及び一般管理費が4,700千円増加し、営業損失、経常損失及び税引前中間純損失が、4,700千円増加しております。</p>	<p>—————</p>	<p>(法人事業税の外形標準課税) 「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後に開始する事業年度より外形標準課税制度が導入されたことに伴い、当事業年度から「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(平成16年2月13日企業会計基準委員会 実務対応報告第12号)に従い、法人事業税の付加価値割及び資本割については、販売費及び一般管理費に計上しております。</p> <p>この結果、販売費及び一般管理費が7,294千円増加し、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失が、7,294千円増加しております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

項目	前中間会計期間末 (平成17年1月31日)	当中間会計期間末 (平成18年1月31日)	前事業年度末 (平成17年7月31日)
※1. 有形固定資産の減価償却累計額	574,405千円	590,066千円	584,638千円
※2. 担保提供資産			
(1) 担保に供している資産			
現金及び預金 (定期性預金)	50,000千円		50,000千円
建物	264,824千円		257,170千円
土地	1,403,619千円		1,403,619千円
計	1,718,444千円		1,710,790千円
(2) 担保資産に対する債務			
短期借入金	739,000千円		739,000千円
長期借入金 (1年以内返済予定を含む)	448,156千円		363,582千円
計	1,187,156千円		1,102,582千円
※3. 消費税等の表示方法	仮払消費税等と仮受消費税等は相殺の上、流動資産の「その他」に含めて表示しております。	同左	

(中間損益計算書関係)

項目	前中間会計期間 (自 平成16年8月1日 至 平成17年1月31日)	当中間会計期間 (自 平成17年8月1日 至 平成18年1月31日)	前事業年度 (自 平成16年8月1日 至 平成17年7月31日)
※1. 営業外収益の主要項目			
受取利息	1,308千円	7,690千円	2,499千円
※2. 営業外費用の主要項目			
支払利息	15,185千円	7,765千円	27,588千円
※3. 特別利益の主要項目			
貸倒引当金引当金戻入	—	22,500千円	1,850千円
債務免除益等	—	—	3,579千円
ゴルフ会員権処分益	—	—	4,399千円
※4. 特別損失の主要項目			
固定資産売却損	1,044千円	—	1,044千円
固定資産除却損	861千円	7,152千円	4,148千円
投資有価証券評価損	—	23,763千円	29,999千円
退店損失	4,337千円	—	4,337千円
新株発行費	370,602千円	67,245千円	388,794千円
電話加入権評価損	—	—	2,644千円
減損損失	—	664,325千円	—
5. 減価償却実施額			
有形固定資産	22,030千円	21,601千円	44,556千円
無形固定資産	212千円	215千円	427千円

項目	前中間会計期間 (自 平成16年 8月 1日 至 平成17年 1月 31日)	当中間会計期間 (自 平成17年 8月 1日 至 平成18年 1月 31日)	前事業年度 (自 平成16年 8月 1日 至 平成17年 7月 31日)																												
6. 減損損失		<p>当中間会計期間において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。</p> <table border="1" data-bbox="783 338 1098 685"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高知県高知市計 2件</td> <td>衣料事業 (販売店舗)</td> <td>建物及び土地</td> <td>197,990</td> </tr> <tr> <td>高知県高知市計 2件</td> <td>飲食事業 (店舗)</td> <td>建物及び土地</td> <td>315,146</td> </tr> <tr> <td>高知県高知市他計 3件</td> <td>不動産事業 (賃貸不動産)</td> <td>建物及び土地</td> <td>74,360</td> </tr> <tr> <td>高知県高知市計 2件</td> <td>その他 (本他)</td> <td>建物及び無形固定資産</td> <td>76,826</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社は、建物及び土地については事業部単位の店舗毎で資産のグルーピングを行い、それ以外の資産については損益管理を合理的に行える事業単位で資産のグルーピングを行っております。その結果、グルーピングの単位である上記の資産グループについて、営業活動から生じた損益の継続的なマイナス、または、市場価格の著しい下落が認められたため、当該資産グループに係る資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額664,325千円を減損損失として特別損失に計上しました。その内訳は次のとおりであります。</p> <table data-bbox="821 1137 1086 1261"> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>84,324千円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>510,676千円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>69,324千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>664,325千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、建物については固定資産税評価額、土地については公示価額、無形固定資産については正味売却予想額に基づいて評価しております。</p>	場所	用途	種類	減損損失 (千円)	高知県高知市計 2件	衣料事業 (販売店舗)	建物及び土地	197,990	高知県高知市計 2件	飲食事業 (店舗)	建物及び土地	315,146	高知県高知市他計 3件	不動産事業 (賃貸不動産)	建物及び土地	74,360	高知県高知市計 2件	その他 (本他)	建物及び無形固定資産	76,826	建物	84,324千円	土地	510,676千円	無形固定資産	69,324千円	計	664,325千円	
場所	用途	種類	減損損失 (千円)																												
高知県高知市計 2件	衣料事業 (販売店舗)	建物及び土地	197,990																												
高知県高知市計 2件	飲食事業 (店舗)	建物及び土地	315,146																												
高知県高知市他計 3件	不動産事業 (賃貸不動産)	建物及び土地	74,360																												
高知県高知市計 2件	その他 (本他)	建物及び無形固定資産	76,826																												
建物	84,324千円																														
土地	510,676千円																														
無形固定資産	69,324千円																														
計	664,325千円																														

① リース取引関係

項目	前中間会計期間 (自 平成16年8月1日 至 平成17年1月31日)				当中間会計期間 (自 平成17年8月1日 至 平成18年1月31日)				前事業年度 (自 平成16年8月1日 至 平成17年7月31日)			
		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額				1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額				1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	器具及び備品	42,201	37,313	4,887	器具及び備品	34,611	34,611	—	器具及び備品	42,201	41,047	1,153
	合計	42,201	37,313	4,887	合計	34,611	34,611	—	合計	42,201	41,047	1,153
	(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。				同左				(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。			
	2. 未経過リース料中間期末残高相当額				2. 未経過リース料中間期末残高相当額				2. 未経過リース料期末残高相当額			
	1年内		4,887千円		1年内		—千円		1年内		1,153千円	
	1年超		—千円		1年超		—千円		1年超		—千円	
	合計		4,887千円		合計		—千円		合計		1,153千円	
	(注) 未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。				同左				(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。			
	3. 当中間期の支払リース料及び減価償却費相当額				3. 当中間期の支払リース料及び減価償却費相当額				3. 支払リース料及び減価償却費相当額			
	支払リース料		4,220千円		支払リース料		1,153千円		支払リース料		7,954千円	
	減価償却費相当額		4,220千円		減価償却費相当額		1,153千円		減価償却費相当額		7,954千円	
	4. 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により算定しております。				4. 減価償却費相当額の算定方法 同左				4. 減価償却費相当額の算定方法 同左			

② 有価証券

前中間会計期間、当中間会計期間及び前事業年度のいずれにおいても子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(重要な後発事象)

前中間会計期間(自平成16年8月1日 至平成17年1月31日)

1. 第三者割当による新株式発行について

当社は、平成17年1月28日開催の取締役会決議に基づき、平成17年2月16日付で第三者割当による新株式発行を行いました。

新株式発行要領

(1) 発行株式数	普通株式30,000,000株
(2) 発行価額	1株につき12円
(3) 発行価額の総額	360,000,000円
(4) 資本組入額	1株につき6円
(5) 資本組入額の総額	180,000,000円
(6) 申込期日	平成17年2月15日(火)
(7) 払込期日	平成17年2月16日(水)
(8) 新株券交付日	平成17年2月16日(水)
(9) 配当起算日	平成17年2月1日(火)
(10) 割当先及び割当株数	Orient Trader International Limited (オリエントトレーダーインターナショナルリミテッド) 30,000,000株

2. 新株予約権発行について

平成17年2月18日開催の取締役会において発行決議した、第三者割当による株式会社イチャ第3回新株予約権については、平成17年3月31日開催の臨時株主総会において発行が承認され、平成17年4月20日付で同新株予約権の発行を行いました。

(1) 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社は、現在、新規事業の開発と育成のために平成16年5月12日開催の臨時株主総会決議をもって、平成16年7月16日付で第2回新株予約権を発行し、発行した新株予約権150,000個のうち、平成17年1月6日現在までに個数で約43%の権利行使があり、順調に行使されておりましたが、当社の株主より臨時株主総会決議無効確認等の訴訟提起があり、平成16年12月24日付の第一審判決において、本判決確定日までに行使されていない部分が無効であるとの判決を受けております。これに対して、当社は高松高等裁判所へ平成17年1月7日付で控訴し、引き続き係属中であり本判決ははまだ確定していません。

しかしながら、当社コンプライアンスの観点から、本訴訟の最終判決が確定するまでは、第2回新株予約権による資金調達を保留することが最善であると判断いたしました。しかし今後については、最終判決に至るまでの期間権利行使を保留すると、当初計画しておりました事業資金及び運転資金に影響が生じてくることから、平成17年2月16日に第三者割当増資を行い、一部は補填したものの、当初計画には満たないため、新たに新株予約権を発行することで、当初予定していた事業資金及び運転資金を機動的に調達することが可能となり、当社の財務体質の大幅な改善も図れることから、特定の第三者に対して特に有利な条件で新株予約権を発行しようとするものであります。

(2) 新株予約権発行の要領

1) 新株予約権の名称 株式会社イチャ第3回新株予約権

2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

① 株式の種類および数 当社普通株式 250,000,000株  
(新株予約権1個につき 1,000株)

② 株式の数の調整

下記 8) に従って、新株予約権の行使により発行又は移転する新株式1株当たりの行使価額の調整がなされた場合、新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整される。但し、1株未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

株式数 = 払込金額 ÷ 調整後行使価額

3) 発行する新株予約権の総数 250,000個

4) 新株予約権の発行価額 無償

5) 新株予約権の割当先および割当数

① 名称 RICH PENINSULA TRADING LIMITED (リッチ ペニンシュラ トレーディング リミテッド)

住所 P. O. BOX 957, Offshore Incorporations Centre, Road Town, Tortola, British Virgin Islands

割当個数 125,000個

- ② 名称 TOWER SKY PROFITS LIMITED (タワー スカイ プロフィッツ リミテッド)  
 住所 P. O. BOX 957, Offshore Incorporations Centre, Road Town, Tortola, British Virgin Islands  
 割当個数 125,000個

- 6) 新株予約権の申込期日 平成17年4月19日  
 7) 新株予約権の発行日 平成17年4月20日  
 8) 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額 (以下、「行使価額」という。)

- ① 行使価額は、1個につき10,000円 (1株につき10円)  
 ② 行使価額の調整

行使価額は、当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合 (自己株式を処分する場合を含む。) は次の算式により調整される。

(なお、次の算式において、「既発行株式数」には、当社が自己株式として保有する当社普通株式の数は含まないものとし、当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行又は自己株式を処分する場合には、「新発行株式数」には当該発行又は処分される株式数を含むものとする。) 但し、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当りの発行・処分価額}}{\text{1株当りの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

なお、行使価額は、株式の分割もしくは株式併合の場合、株式に転換できる証券を発行する場合、又は新株予約権もしくは新株予約権を付与された証券の発行が行われる場合等にも調整される。

- 9) 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の総額  
 2,500,000,000円
- 10) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額  
 1個につき 10,000円 (1株につき 10円)
- 11) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額  
 2,500,000,000円
- 12) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中、資本に組み入れない額  
 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中、資本に組み入れない額は、当該発行価額より資本に組み入れる額を減じた額とする。資本に組み入れる額とは、当該発行価額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。
- 13) 新株予約権の期中行使があった場合の取扱い  
 本新株予約権の行使により交付する株式に関する利益配当金又は中間配当金 (商法293条ノ5による金銭の分配) は、本新株予約権行使の効力発生日の属する配当計算期間 (現在7月31日及び1月31日に終了する各6ヶ月の期間) の初めに本新株予約権行使の効力が発生したものとみなして、これを支払う。
- 14) 新株予約権の行使期間  
 平成17年4月21日から平成19年7月31日まで  
 但し、行使期間の最終日が当社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。
- 15) 新株予約権の行使条件  
 各新株予約権の行使にあたっては、一部行使はできないものとする。
- 16) 株式交換・株式移転における新株予約権の承継
- ① 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行うときは、新株予約権にかかる義務を当該株式交換又は株式移転により完全親会社となる会社に承継させる。但し、当該株式交換にかかる株式交換契約書又は当該株式移転にかかる株主総会決議において、次の②に定める方針に沿った内容の定めがなされた場合に限るものとする。
- ② 承継される新株予約権の内容の決定の方針
- (ア) 目的たる完全親会社の株式の種類  
 完全親会社の同種の株式
- (イ) 目的たる完全親会社の株式の数  
 株式交換又は株式移転の比率に応じて調整するものとし、調整後1株未満の端数は切り捨てる。
- (ウ) 権利行使に際して払込むべき金額  
 承継前における価額と同額とする。
- (エ) 権利行使期間  
 承継前における権利行使期間に同じとする。

- (オ) その他の権利行使の条件  
原則として承継前における権利行使の条件と同じとし、詳細については、株式交換又は株式移転の際に当社取締役会において定めるものとする。
- (カ) 消却事由及び消却条件  
原則として承継前における権利行使の条件と同じとし、詳細については、株式交換又は株式移転の際に当社取締役会において定めるものとする。
- (キ) 新株予約権の譲渡制限  
完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。
- 17) 譲渡制限  
本新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を受けなければこれを行うことができない。
- 18) 新株予約権の消却事由及び消却の条件  
当社に当該新株予約権の所有権が移転した場合には、これを当社取締役会の承認を得た後、無償にて消却することができる。
- 19) 新株予約権証券の発行  
新株予約権証券の発行はこれを行わないものとする。
- 20) 新株予約権の発行価額及び行使価額の算定理由  
新規事業用資金と運転資金を機動的に調達すること及び財務体質の改善を図るため新株予約権を発行するものであります。また、当社の株価の推移状況（業績の低迷等から当社の株価は低迷状態にある。）からブラックショールズモデルによる算定は適切でないと判断し、当社の財務状況と今後の業績見通しを踏まえて、新株予約権の発行価額は無償といたしました。  
また、行使価額は当社の株価の推移状況から最近の取引値の最低価格といたしました。
- 21) 募集の方法  
第三者割当の方法による。
- 22) 新株予約権の行使請求受付場所  
当社高知本社 管理部
- 23) 前記各号については、証券取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

当中間会計期間（自平成17年8月1日 至平成18年1月31日）  
該当事項はありません。

前事業年度（自平成16年8月1日 至平成17年7月31日）

#### 1. 株式会社VOUSの株式取得による子会社化について

当社は、平成17年9月22日開催の当社取締役会決議において、新しく美容サロン事業へ進出する目的で、株式会社VOUSの第三者割当増資を引受けることで子会社化することを決議いたしました。また、株式会社VOUSの100%子会社として株式会社セレストがありますが、併せて当社のグループとなります。

##### (1) 子会社となる会社の概要（平成17年9月22日現在（増資前））

① 商号	株式会社VOUS（旧社名 株式会社ファッシーノ）
② 事業内容	美容サロンの経営
③ 設立年月日	平成13年10月19日
④ 本店所在地	東京都中央区銀座6-9-5
⑤ 代表者名	李ソア
⑥ 資本金	10百万円
⑦ 従業員数	5名
⑧ 株主構成及び持株比率	李ソア 50% 斎藤昌彦 50%

##### (2) 孫会社の概要

① 商号	株式会社セレスト
② 会社の目的、事業内容	レストランウエディングの企画運営、管理の請負
③ 設立年月日	平成12年8月8日
④ 本店所在地	東京都渋谷区恵比寿1-26-17
⑤ 代表者名	斎藤昌彦
⑥ 資本金	10百万円
⑦ 従業員数	6名
⑧ 株主構成及び持株比率	株式会社VOUS 100%

- (3) 第三者割当増資の概要
- |              |            |
|--------------|------------|
| ①発行株式数       | 200株       |
| ②1株当たりの発行価格  | 150,000円   |
| ③発行価格の総額     | 30,000千円   |
| ④申込期日        | 平成17年9月30日 |
| ⑤払込期日        | 平成17年10月3日 |
| ⑥増資後の当社の持分比率 | 50%        |
- (4) 株式取得の日程
- |            |             |
|------------|-------------|
| 平成17年9月22日 | 取締役会決議      |
| 平成17年9月30日 | 第三者割当増資申込期日 |
| 平成17年10月3日 | 第三者割当増資払込期日 |

## 2. 新株予約権発行について

平成17年9月22日及び平成17年10月14日開催の取締役会並びに平成17年10月26日開催の定時株主総会において、第三者割当による株式会社イチャ第4回新株予約権の発行について、下記のとおり決議いたしました。これは、当社は連続して売上高が減少傾向にあり経常損失は7期連続、当期純損失にいたっては8期連続しており事業規模が縮小しております。これらのことから、今回多額のファイナンスを計画し機動的な資金調達を可能とすることにより、今後、当社が推進する事業持株会社としてM&A等を含めた積極的な事業展開が可能となり、また、事業に集中できる財務体制が構築できることから、特定の第三者に対して特に有利な条件で新株予約権を発行しようとするものであります。

### (1) 新株予約権の概要

1) 新株予約権の名称 株式会社イチャ第4回新株予約権

2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

① 株式の種類及び数 当社普通株式 800,000,000株（新株予約権1個につき1,000株 但し、下記②に定める株式の数の調整を行った場合は同様の調整を行う。）

② 株式の数の調整 新株予約権を発行する日（以下、「発行日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が継承される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

3) 発行する新株予約権の総数 800,000個

4) 新株予約権の発行価額 無償とする。

5) 新株予約権の割当先  
リッチペニンシュラトレーディングリミテッド  
タワースカイプロフィッツリミテッド  
ニュークーパーグループリミテッド

6) 新株予約権の申込期日 平成17年11月16日

7) 新株予約権の発行日 平成17年11月17日

8) 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額（以下、「行使価額」という。）

① 行使価額 1個につき10,000円（1株につき10円）

② 行使価額の調整 (ア)新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、上記行使価額は分割または併合の比率に応じ次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(イ)行使価額は、当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合は次の算式により調整される（なお、次の算式において、「既発行株式数」には、当社が自己株式として保有する当社普通株式の数は含まないものとし、当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行し又は自己株式を処分する場合には、「新発行株式数」には当該発行又は処分される株式数を含むものとする。）。但し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当りの発行・処分価額}}{1 \text{株当りの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、当社が合併、株式交換、会社分割または資本減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、合併、株式交換、会社分割または資本減少等の条件を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

- |  |  |
|--|--|
| 9) 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の総額               | 8,000,000,000円   |
| 10) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額               | 1個につき 10,000円（1株につき 10円）   |
| 11) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額            | 8,000,000,000円   |
| 12) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額  | 当社普通株式1株の発行価額 金10円<br>当社普通株式1株の資本組入額 金5円   |
| 13) 新株予約権の期中行使があった場合の取扱い                 | 本新株予約権の行使により交付する株式に関する利益配当金又は中間配当金（商法293条ノ5による金銭の分配）は、本新株予約権行使の効力発生日の属する配当計算期間（現在7月31日及び1月31日に終了する各6ヶ月の期間）の初めに本新株予約権行使の効力が発生したものとみなして、これを支払う。  |
| 14) 新株予約権の行使期間                           | 平成17年11月18日から平成22年7月31日まで。<br>但し、行使期間の最終日が当社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。  |
| 15) 新株予約権の行使条件                           | 各新株予約権の行使にあたっては、一部行使はできないものとする。  |
| 16) 譲渡制限                                 | 本新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を受けなければこれをすることができない。   |
| 17) 新株予約権の消却事由及び消却の条件                    | 当社に当該新株予約権の所有権が移転した場合には、これを当社取締役会の承認を得た後、無償にて消却することができる。   |
| 18) 新株予約権証券の発行                           | 新株予約権証券の発行はこれを行わないものとする。   |
| 19) 新株予約権の発行価額及び新株予約権の行使に際し払込をなすべき額の算定理由 | 中長期的な新規事業用資金と運転資金を機動的に調達すること、及び財務体質の改善を図るため新株予約権を発行するものであります。また、当社の株価の推移状況（業績の低迷等から当社の株価は低迷状態である。）からブラックショールズモデルによる算定は適切でない判断し、当社の財務状況と今後の業績見通し（平成18年7月期売上高は900百万円、経常損失は180百万円）を踏まえて、新株予約権の発行価額は無償といたしました。<br>また、行使価額は機動的な資金調達を目的としており、第3回新株予約権が順調に権利行使されてきたことから同一価額といたしました。 |
| 20) 募集の方法                                | 第三者割当の方法による。   |
| 21) 新株予約権の行使請求受付場所                       | 当社高知本社 管理部   |
| 22) 前記各号については、証券取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。    |  |

## (2) 調達資金の使途

新株予約権の発行による資金の使途につきましては、発行価額の総額8,000百万円から発行諸費用の概算額400百万円を差し引き、当社の新規事業及び既存事業の業容拡大の事業資金として600百万円、M&A等によるグループ拡大や新規事業拡大のための子会社等の設立資金等として4,000百万円、借入金返済約1,000百万円、運転資金として2,000百万円を充当する予定であります。

### 3. 株式移転による完全親会社設立案取り下げについて

当社は平成16年5月12日開催の臨時株主総会において、単独による株式移転による完全親会社設立を決議し、平成17年2月1日に株式移転を行う予定でありましたが、現在の業績では、株式移転による完全親会社設立への移行には、まだ相当の時間を要すると判断されたため、平成17年10月26日開催の定時株主総会に「株式移転による完全親会社設立案取り下げの件」を上程し承認決議されました。これにより、今後は当社自身が事業持株会社として運営してまいります。